

新潟県条例第37号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (任意入院者の症状等の報告) 第10条 精神科病院の管理者(法第38条の7第1項、 <u>第2項若しくは第4項又は第40条の6第1項若しくは第3項</u> の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないものその他これに準ずる者として規則で定めるものに限る。)は、当該精神科病院に入院中の任意入院者(規則で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。 2 (略) | (任意入院者の症状等の報告) 第10条 精神科病院の管理者(法第38条の7第1項、第2項 <u>又は第4項</u> の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して5年を経過しないものその他これに準ずる者として規則で定めるものに限る。)は、当該精神科病院に入院中の任意入院者(規則で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他規則で定める事項について、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。 2 (略) |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。